

新監査公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定により，住民監査請求に係る監査を行ったので，監査結果を次のとおり公表します。

平成 21 年 5 月 20 日

新潟市監査委員	小原 克己
同	山崎 隆夫
同	青木千代子
同	阿部 紀夫

第 1 監査の結果

監査委員合議の結果，本件請求については理由がないと認め，これを棄却します。

第 2 請求の内容

1 請求人
（略）

2 請求の提出日
平成 21 年 3 月 31 日

3 請求の受理
本件請求については，法第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているものと認め，平成 21 年 3 月 31 日付で受理しました。

4 請求の主張の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面並びに請求人の意見陳述から，請求の主張の要旨を次のように判断しました。

(1) 主張内容

平成 19 年 4 月 1 日より新潟市美術企画監及び新潟市美術館館長として就任した北川フラム氏は，平成 20 年 4 月 1 日より，新潟市が主催する「水と土の芸術祭」（以下，「芸術祭」という。）の調査活動に従事してもらうことを理由に報酬年額が 9,600,000 円となったが，新潟市に滞在し館長職として勤務した日数は，平成 20 年 4 月については 3 日間，5 月は 3 日間，6 月は 4 日間，7 月は 5 日間，8 月は 7 日間だけであり，報酬に見合った勤務実態

とは言えない。この極端に少ない勤務日数による職務怠慢によって新潟市に損害を与えている。

平成 20 年 3 月 19 日，新潟市議会において，平成 20 年 2 月議会定例会議案第 1 号「平成 20 年度新潟市一般会計予算」のうち芸術祭推進事業予算については，調査費のみの執行に限定する旨の附帯決議がなされたにもかかわらず，これが無視され，さらに芸術祭推進事業の担当課ではない文化政策課から調査活動の名目で根拠のない報酬が支払われている。仮に支払うとしても芸術祭推進事業予算の調査費の枠内から支払うべきではないか。

(2) 措置請求

北川美術企画監に対して支払われた，平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 8 月 31 日までの調査活動費等の報酬過払い分の返還を求める。

第 3 監査の実施

1 監査対象課

文化観光・スポーツ部文化政策課（請求時，文化スポーツ部文化政策課）
文化観光・スポーツ部交流推進課（請求時，政策企画部シティプロモーション推進課）

2 監査の方法

関係書類の監査を行い，関係職員から事情を聴取しました。

3 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき，平成 21 年 4 月 30 日に請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け，請求人が陳述を行いました。その際，同条第 7 項の規定に基づき，文化観光・スポーツ部文化政策課及び同部交流推進課の職員を立ち会わせました。

4 監査対象事項の決定

新潟市が行った本件報酬の支出について，「違法又は不当な財務会計上の行為と認められるか」を監査対象としました。

5 事実確認

監査対象事項に関する関係書類等の監査の結果，次のような事実を認めました。

(1) 北川美術企画監に関する事実確認

就任等について

北川フラム氏は平成 19 年度から新潟市美術企画監に就任し、新潟市美術館館長となった。美術企画監の所掌事務は、新潟市行政組織規則第 30 条第 2 項により、美術及び文化を通じたまちづくりに関する事務処理、重要事項の企画及び調整を行うことと定められている。

また、平成 20 年度からは、新潟市美術館館長のほかに新津美術館館長を兼務し、加えて芸術祭に関する調査業務を取り扱っている。

身分は新潟市非常勤職員要綱第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「第 3 号非常勤職員（職務の性質上勤務時間を定めることが適当でない職員）」である。

報酬等について

報酬額及び報酬の支払い方法等については新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）に基づき定められている。

報酬額は年額となっており、平成 19 年度は年額 4,800,000 円、平成 20 年度は対応業務の増加を理由に年額 9,600,000 円となっている。

報酬の支払いについては、4 月 1 日を起算とし四半期毎に年間 4 回に分けて支払われている。

(2) 報酬予算に関する事実確認

平成 20 年度一般会計予算案の可決について

平成 20 年度の北川美術企画監の報酬は、文化政策課の人件費として当初より平成 20 年度一般会計歳出予算案に含まれており、新潟市議会は平成 20 年 3 月 19 日付で同予算案を可決している。

附帯決議について

議会は平成 20 年度一般会計予算案の可決に際し、同日付で、シティプロモーション推進課の歳出予算のうち芸術祭推進事業に関する 1 億 8,000 万円について、調査費以外の事業費の凍結を求める旨の附帯決議を行っている。なお、当該附帯決議による予算凍結の要望は、同年 9 月議会総務常任委員会において、総務常任委員長見解を以って解除とされた。

第 4 監査委員の判断

以上のことを踏まえ、次のとおり検討し判断しました。

北川美術企画監の報酬は、条例第 2 条別表第 1 に基づき、特に高度に専門的な知識等を用いて多岐にわたる業務を担う必要があり、その業務の特性から勤務時間を定めることが適当でない職員であるとして、これを日額により難しいものとし、年額を以って定められている。

平成 20 年度報酬額についても，平成 19 年度から就任していた新潟市美術館の館長業務のほかに，新津美術館の館長を兼務し，さらに芸術祭に関する調査業務に従事するなど，館長職としての業務量の増加に加え，美術企画監としてさらに専門的な知識と経験を要する業務内容となったことを勘案して，条例に基づき予算の範囲内で任命権者である新潟市長がその年額を定めたものと判断できる。

次に，本件報酬予算の執行に関してであるが，文化政策課の人件費として計上された本件報酬は，これを含む平成 20 年度一般会計歳出予算案を議会が可決したことにより執行可能となったものである。

芸術祭事業費に対する附帯決議がなされたが，一般に附帯決議とは，国会における衆議院及び参議院の各委員会，或いは地方議会における各委員会が法案等を可決する際，その執行にあたり留意すべき事項や今後の改善点等を提示するなど，委員会としての意見を付する決議のことであり，決議は法令上の権限に基づかない事実上の意思決定であることから，一定の法的効果を発生させるものではない。

本件報酬予算の執行において，その法的に明確な意思決定は本件報酬を含む当該予算案の可決（議決）であるから，本件報酬は明確な根拠のもとに支出されたと判断できる。

したがって，本件報酬の支出は，条例の定めに基づき決定された報酬額を，議会により可決された予算から支出しているのであるから，これを違法又は不当な財務会計上の行為と認めることはできない。

以上のとおり，請求人の主張には理由がないものと判断し棄却としました。